

## 滞納に対する理事会の指針

### [督促]

- 1 理事会は、納入期限までに払い込みをしない者に対し、払い込みを督促し、収入の確保をはからなければならない。
- 2 理事会は、3ヶ月以上滞納した者に対しては内容証明郵便による督促状を発送するものとする。

### [遅延処置]

- 1 組合員より管理費等の延納申請が理事会に出された場合、理事会は、延納理由及び延納管理費等の支払い計画に対し、承認又は不承認の決議をし、不承認の場合、申請した組合員に延納全額を一括請求できる。

### [訴えの提起及び遅延損害金]

- 1 組合員が再三の督促にもかかわらず6ヶ月以上滞納を続けた場合には、理事長は、理事会決議に基づき、法的処置を申し立てることができる。
- 2 理事会は、理事会決議により、遅延損害金の全部または一部を免除することができる。但し、遅延損害金を免除された組合員が滞納金の支払いを滞納した場合には、当該免除を取り消すものとする。

### [準用]

- 1 理事会は管理組合がもつ金銭債権の対応については、この指針を準用すること。